

# 消費税軽減税率制度説明会

平成31年(2019年)10月から

**軽減税率制度は、すべての事業者の方に関係があります**

- ①取扱商品が軽減税率8%か、標準税率10%かを判断
- ②軽減税率対象品目が仕入れや経費にある場合は、税率ごとの区分経理への対応
- ③複数税率に対応したレジやシステムの改修等

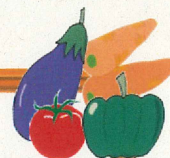
など、軽減税率制度の実施までに準備を行っていただく必要があります。

このため、軽減税率制度や事業者支援措置の理解を深め、準備を進めていただくために、軽減税率制度の説明会を開催しますので、是非ご出席ください。

なお、多くの方々にご出席いただけますよう、全7回開催(内容は同じです。)します。

## 日 程

平成31年3月29日(金)	13:30~14:30
平成31年4月26日(金)	13:30~14:30
平成31年(2019年)5月29日(水)	13:30~14:30
平成31年(2019年)6月27日(木)	13:30~14:30
平成31年(2019年)7月24日(水)	13:30~14:30
平成31年(2019年)8月28日(水)	13:30~14:30
平成31年(2019年)9月18日(水)	13:30~14:30



## 開催場所

社納税協会 2階 加東市社7-2

## 定 員

各日程 20名 (要予約)



※ 出席を希望される方は、事前に社税務署 法人課税第1部門までお申し込みください。

なお、各回ともお申し込み受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。

## 講師派遣のご案内

社税務署では事業者団体等からのご要望により、研修会や会合に職員を講師として派遣し、消費税軽減税率制度の説明を行っています。

お気軽にお問合せください。



お申し込み・お問合せ先

社税務署  
法人課税第1部門  
0795-42-8263